

第 5 号議案

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部を
改正する条例の制定について

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成 20 年亀岡市条例第
27 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部を
改正する条例

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成 20 年亀岡市条例第
27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（積立て）

第 2 条 基金は、前条に規定する目的に対し寄附された寄附金及び
その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところ
による。ただし、基金に積み立てないことについて市長が特別の
理由があると認めるものを除く。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 亀岡市総合計画に掲げる目指す都市像を実現するため、重点
的に取り組む事業
- (2) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号
に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業

第 3 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 京都・亀岡ふるさと力向上基金に企業からの地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象となる寄附金を積み立てるため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。